様式第1号（第2条、第3条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

国民健康保険被保険者証返還の通知書

あなたが滞納している国民健康保険税につきましては、これまで再三にわたり納付をお願いしておりますが、いまだに納付されていません。また、先日は滞納に関する弁明書の提出について通知いたしましたが、弁明書の提出もありませんので、滞納に特別の事情等がないものと判断し、国民健康保険法第９条第３項の規定により、下記のとおり被保険者証の返還を求めます。

記

１　返還期日　　　　　　　　　　年　　月　　日までに返還してください。

２　返還場所　　　　　　　　部　　課　　担当（ご来庁のときは、被保険者証及びこの通知書をご持参ください。）

３　返還を求める理由　　特別な事情がないと判断されるにもかかわらず、国民健康保険税を納期限から１年間が経過するまでの間、滞納しているため。

４　返還後の措置　　　　被保険者証資格証明書を交付します。（診療費用は　保　険　医　療機関等の窓口で、いったん自費で全額支払うことになります。）

※　この通知に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に丸亀市を被告として提起することができます。